

大刀洗町告示第22号

平成26年第18回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年 5月22日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成26年 6月11日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

議事日程 (第 1 号)

平成26年 6 月 11 日 午前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③第39回町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤平成 2 5 年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥平成 2 5 年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑦大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑨大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 5 承認第 1 号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 承認第 2 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 議案第 26 号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 27 号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 36 号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 28 号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 29 号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第33号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第34号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③第39回町村議会議長・副議長研修会の報告

④委員会所管事務調査の報告

⑤平成25年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑥平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

⑦大刀洗町土地開発公社の経営状況の報告について

⑧株式会社たちあらいの経営状況の報告について

⑨大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告について

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 議案第26号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

日程第8 議案第27号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第9 議案第36号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第29号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第33号 町道路線の認定について

日程第17 議案第34号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

出席議員（12名）

1 番	平田 信將	2 番	黒木 徳勝
3 番	後藤 晴一	4 番	平山 賢治
5 番	山田 英敏	6 番	林 威範
7 番	安丸眞一郎	8 番	花等 順子
9 番	平田 一成	10 番	森田 勝典
11 番	山内 剛	12 番	長野 正明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 福永 康雄

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	佐藤 嘉洋
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	山本 浩
税務課長	……………	渡邊 康弘	国保医療係長	……………	塩足 知久
地域振興課長	……………	平田 栄一	地域振興課企画監	……………	久次 桂二
産業課長	……………	矢野 孝一	建設課長	……………	重松 俊一
子ども課長	……………	大浦 克司	会計課長	……………	須山りつ子
生涯学習課長	……………	森田 正道	住民課長	……………	川原 久明
総務課企画監	……………	高良 朝子	総務係長	……………	田中 豊和
財政係長	……………	早川 正一	監査委員	……………	棚町 和幸

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） それでは、皆さんおはようございます。ただいまから、平成26年第18回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、4月1日より施行されております議会基本条例の中に、町長と執行部側の反問権がうたわれております。議員の質問に対して論点、争点を明確にするために反問権を行使することが本議会よりできるようになっておりますので、深みのある議論がなされることを期待いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、林威範議員、7番、安丸眞一郎議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。平田一成委員長、登壇して報告をお願いします。平田委員長。

○議会運営委員長（平田 一成） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の平田一成でございます。

6月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成26年5月23日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。長野議長及び執行者側から山本総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は6月11日本日から18日までの8日間と決定いたしました。

会期8日間の内容でございますが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきまして、本議会散会后、全員協議会を開催させていただきます。

12日木曜は休会といたします。13日金曜は総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。

14日土曜は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

15日は休会といたします。

16日月曜は、全員協議会を開催いたします。

17日火曜は休会といたします。

18日水曜は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここに皆様方をお願いをいたしまして報告を終わります。

○議長（長野 正明） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から6月18日までの8日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

請願等の報告を行います。まず、請願付託表を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
請願第1号 障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書

○議長（長野 正明） 本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

.....
平成26年第18回大刀洗町議会定例会

請願等付託表

平成26年6月11日

請願、陳情の別	件名	付託委員会名
請願 第1号	障がい児・者の自己負担軽減に関する請願書	総務文教厚生委員会

また、陳情の提出が1件ありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、監査委員より、平成26年3月分、4月分、5月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第39回町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。山内副議長、登壇して報告をお願いします。山内副議長。

○副議長（山内 剛） 第39回町村議会議長・副議長研修会の報告をいたします。

去る5月27日、28日の2日間、東京メルパルクホールにおいて全国町村議会正副議長研修が行われ、長野議長と私が出席をいたしました。

まず、基調講演では山梨学院大学の江藤先生による「住民と歩む地方議会」のテーマで話がありました。

非常に住民という言葉が使われまして、私も数えておったんですけども数え切れないほど話をされました。まとめて私が感じたことは、住民に寄り添い住民とともに歩くことが大事であると痛感をさせられたわけでございます。

続きまして、これからの町村議会のあり方について、北海道の大空町、神奈川県の大磯町、長野県の南箕輪村、熊本県の御船町の各議会の改革活性化への取り組みについての活動報告がありました。

ここで、ちょっと注目と申しますか、神奈川県の大磯町でございますけども、ここは別荘地で知られておりますけども、定員の議員さんが14名でございますが、女性が8名と。それで、男性が6名というような数字をお聞きしたわけでございます。私のほうの議会も、そういうことやったら華々しいかなというような感じを持ったわけでございます。

この中でいろいろ討議をされましたけども、私が最後に感じたことはやはり住民と、それから議会、首長の三者が緊張関係を保ちつつ、地方自治をつくり出すための協働、いわば地域協働が大切であると思われた次第でございます。最後にまた重ねて申し上げますけども、今回のこの研修会におきまして非常に当たり前のことでございますけども、住民ということがもうつぶさに出てまいったこと、私たちもまだまだ及ばないところがあるかなという印象を持って帰ってきたわけでございます。

今後も、やはり住民の目線に立った地方自治を進める、議会を発展させるのが重要だと感じたわけでございます。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

総務文教厚生委員会花等順子委員長、登壇して報告をお願いします。花等委員長。

○総務文教厚生委員長（花等 順子） おはようございます。総務文教厚生委員会の活動報告をいたします。

総務文教厚生委員会では、26年度の調査研究のテーマを介護保険と子ども子育て支援新制度とし、介護保険制度から着手する予定でしたが、子ども子育て新制度における子ども子育て支援市町村事業計画の策定を26年度にしなければならず、子ども子育て支援新制度への取り組みを優先することにいたしました。

そこで、子ども子育て支援新制度について国の方向性を受けて、自治体がしなければならない整備や手続を体系的に知る必要があります、久留米市役所に厚生労働省から出向されている子ども未来部の渡邊由美子部長からレクチャーを受けることにいたしました。

5月26日、総務文教厚生委員6名と、長野議長と議会事務局とで久留米市役所に出向きました。大刀洗町の議会が久留米市の行政視察をするのは初めてとのこととあって、原口議長や多忙極まりない檜原市長からまで歓迎を受けました。

子ども子育て支援市町村事業計画では、就学前の教育、保育に関することと、子育て支援センターや放課後児童クラブの充実を盛り込まなければなりません。行政は、地域のニーズをしっかりと調査し、26年度に向こう5年間の計画をつくる必要があること、この制度は、共働き家庭だけではなく、全ての家庭のニーズに応える国の事業メニューになっているので、何を活用していくかは自治体次第であること、国が行う制度変更には的確に対応する必要があることなどがうたわれていますので、そのところを中心に聞いてまいりました。

子ども子育て支援新制度は、複雑な上に国の考え方も二転三転して整理がつかずにいましたが、渡邊部長のわかりやすい説明を受け、かなり理解できました。町としては早急にとり進めなければならないことがたくさんあります。大刀洗町は、子育て支援が政策の大きな柱の一つになっていますので、子ども課のさらなる取り組みが望まれます。委員会としましても、今後、新制度の充実へ向けて調査研究を深めてまいります。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（長野 正明） 平成25年度大刀洗町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、平成25年度大刀洗町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告、大刀洗町土地開発公社、株式会社たちあらい及び大刀洗町社会福祉協議会の経営状況の報告書の提出がありましたので、お手元に配付をいたしております。

なお、報告書の内容につきましては、本日議会散会后、全員協議会を開き、説明を願うことにいたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成26年第18回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、福岡管区気象台は6月2日に、九州北部地方が梅雨入りしたとみられると発表いたしましたが、これは平年より3日早い梅雨入りとなっております。また、民間気象会社によると、ここの夏は5年ぶりにエルニーニョ現象が発生する可能性が高く、太平洋高気圧の北への張り出しが弱まることから、梅雨明けがおくれ7月の降水量は平年より多くなりそうだとの予測がなされております。

当町においては、水害に備えるため出水期前に大刀洗町消防団と町職員による合同の水防訓練を実施しておりますが、本年度新設した本部分団が今回の訓練から新たに加わり、より充実した体制のもと訓練を実施することができました。

さらに、去る5月24日には県防災課指導のもと、2年ぶりに管理監督職以上の職員を対象にした災害対策本部設置運営訓練を実施いたしました。一昨年の九州北部豪雨では、町内でも少なからず被害が発生しました。災害時に被害を軽減させるためには、災害対応能力を身につける必要があります、訓練等を通じて経験を積むことが重要であると考えております。この訓練は、風水害をテーマに被害をできるだけ軽減させることができるよう、災害時の状況を模擬的に体験し、災害対策本部における迅速かつ適切な対応能力を身につけることを目的としております。

町としましては、今回の訓練を通して見えてきた課題を真摯に受けとめ、今後とも水防計画及び地域防災計画などに基づき訓練を重ねながら、なお一層万全を期して住民の皆様の安全安心に努めてまいり所存でございます。

さて、中央では政権交代から1年5カ月が経過し、今月中にも安倍内閣による経済政策、いわゆるアベノミクスの第三の矢と位置づける成長戦略の概要が発表されることになっております。報道機関などの情報によると、法人税率の引き下げや農業の成長産業化、混合診療の拡大、一般医薬品のネット販売解禁、女性の雇用の活用、雇用労働分野などの規制改革が挙げられているようです。いずれにしましても、住民が安心して暮らせる社会実現のため実効ある対策を進めてほしいと願っているところであり、今後の動向を注視してまいりたいと思います。

また、当町における新たな取り組みでありますシンガポールへの農産物等輸出の経過について御報告をさせていただきます。

5月末ですが、空路で野菜8品目、計50キログラムを初出荷いたしました。さらに現地では日本酒などの取り引きも始まっておりまして、6月20日にはシンガポールの日本料理店経営者が来庁され、野菜の現物や生産現場、調理方法などを視察される予定です。8月には、現地の日

本料理店で大刀洗町と鞍手町の産品を生かしたフェアの開催。10月には、シンガポール事務所関係7自治体合同による「Oishi JAPAN催事」でのPR活動、12月には特産品フェアをそれぞれ開催する予定でございます。わずかずつではございますが、関係機関と協力しながら海外輸出を進めているところでございまして、議員各位におかれましても今後とも御協力を賜りますようお願いをいたします。

本年度も2カ月が過ぎ、昨年10月に着工した庁舎耐震大規模改修工事は、一部の工事、太陽光発電設置工事ではありますが、これを除き竣工いたしました。今回の改修工事は庁舎の耐震工事とあわせて災害対策本部の機能強化や空調設備の取りかえ、照明設備のLED化、また高齢者や身体の不自由な方々を含め、全ての人が利用できるエレベーターの設置など、環境に配慮した人に優しい設計に基づき進めてまいりました。

なお、教育委員会の子ども課については庁舎改修工事の竣工とあわせて、ドリームセンターから移転し、6月2日から庁舎3階において執務を開始しております。これで、ほぼ全ての課、局が庁舎内で事務の遂行ができるようになり、私が就任以来、考えておりました住民サービスの利便性向上にまた一步近づけたのではないかと考えております。

平成25年度の決算状況については、全ての会計において黒字決算で財政運営ができておりまして、一般会計及び特別会計を含めた剰余金額は約5億円を見込んでおります。

詳細については、監査委員の決算審査後の議会において報告させていただきますが、今後とも健全財政を維持しながら子育て支援や教育環境の充実を図るとともに、町民の皆様の健康増進や高齢者の皆様の生きがいづくり、地域コミュニティの活性化に取り組んでまいります。

さて、今議会には一般会計及び下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告2件、土地開発公社、株式会社たちあらい及び社会福祉協議会の経営状況の報告3件、人権擁護委員候補者の推薦、大刀洗町税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認2件、条例の制定が2件、条例の一部を改正する条例の制定が7件、町道路線の認定が1件、一般会計補正予算を提案しております。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただき、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（長野 正明） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたし

ます。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
.....

○議長（長野 正明） 提出者の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） おはようございます。総務課の山本でございます。それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、大刀洗町の人権擁護委員は現在6名の方に就任いただいております。今回、そのうちの1名、女性の方でございますけれども、任期が平成26年の9月30日で任期満了となることから、人権擁護員法第6条の規定に基づきまして、後任の人権擁護委員の候補者としての推薦の議会の意見を求めるものでございます。

内容のほうの説明を申し上げます。先ほど朗読がありましたとおり、住所が大刀洗町大字栄田の410番地1、氏名が川野静子、昭和32年1月5日生まれでございます。

裏面のほうに履歴書のほうを記載をいたしております。裏面のほうをお開きください。昭和50年4月に郵政省香住ヶ丘郵便局のほうに入省されまして、平成22年3月に郵便局株式会社松崎郵便局のほうを退職されて今日に至っております。

なお、任期期間でございますけれども、平成26年の10月の1日から平成29年の9月30日までとなっております。議員の皆様の御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。

質疑、討論を省略いたします。

.....
日程第5. 承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第5、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

承認第1号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） おはようございます。税務課の渡邊でございます。それでは、承認第1号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容の説明をしたいと思います。

先ほど読み上げがありましたように、地方税法等の一部を改正する法律等につきまして、平成26年の3月31日に公布をされたところでございます。これに伴いまして、町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったために、3月31日付で専決処分をしておるところでございます。

それでは、税条例改正の内容についてお手元の議案書の新旧対照表によって説明をしたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、改正条例の1条関係でございます。第23条の2項でございますが、こちらは法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備でございます。

これにつきましては、法人税法や所得税法において外国法人に課税する場合、全ての国内源泉所得を申告課税する総合主義から、世界的に採用されている国内にある支店に帰属する所得に対してのみ課税する帰属主義に変更されることになったための改正でございます。次のページの48条及び52条についても同様の理由において改正がされるものでございます。

次に、2ページ目の34条の4でございます。こちらは法人税割の税率の変更でございます。100分の12.3から100分の9.7に変更するものでございます。この変更は、10月から地方法人税の創設に伴うものでございます。都道府県民法人税割を5%から3.2%へ、市町村民税法人税割を12.3%から9.7%に変更し、その減額分を地方法人税の財源として地方交付税に繰り入れ、地方財政の偏在是正を図るものでございます。

続きまして、3ページ目、下の段の固定資産税の第57条でございます。こちらにつきましては認定こども園や小規模保育事業の用に供する固定資産が非課税となるため、地方税法が改正されたことによるものでございます。

続きまして4ページ目でございます。59条、こちらにつきましても固定資産税の非課税の適用を、今度は受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告にかかる規定の改正でございます。

続きまして82条、こちらにつきましては軽自動車税の税率の変更でございます。今回は、地方税法等改正によりまして軽自動車税が1.25倍から1.5倍の範囲で改正をされておるところでございます。この中で、5ページの中段のところの一つ「もっぱら雪上を走行するもの」という規定の部分が削除されておりますが、こちらは該当地域が少ないということで削除されたもの

でございます。

また、この軽自動車の中に小型特殊自動車につきましては、今回は改正は未定でございます。なお、こちらにつきましては市町村等で決めるところになっておりますので、年内に地域の状況をみて改正を行いたいと考えておるところでございます。

次に、同じく5ページの附則の部分の附則第4条の2ですけども、こちらは租税特別措置法の改正により条文の変更を行うものでございます。

次のページ、6ページから12ページまでの附則第6条から第6条の3、こちらについては削除となっております。こちらは条例の性格を踏まえて削除ということになっております。

続きまして、12ページ、下の段の附則第8条でございます。こちらは肉用牛の売却による事業所得に係る免税措置について適用期限の延長ということで、平成27年度から平成30年度まで延長されるということになっております。

次に、13ページが附則第10条の2でございます。こちらにつきましては、平成24年度の税制改正によりまして地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する条例が施行されて、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組み地方決定型地方税制特例措置が導入された部分でございます。こちらにつきましては、1号から3号につきましては新設、4号から6号につきましては旧号の1号から3号の変更でございます。それと、7号、8号につきましても新設になっております。続きまして、一番下の第10条の3になります。こちらにつきましては、第9項が新設。

次のページになりますが、14ページですね。こちらは新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告に係る規定の追加でございます。続きまして、同じく14ページの第16条、こちらにつきましては今回から軽自動車税の税率につきましてグリーン税制を導入することから、重課の規定が新設されております。13年を経過した三輪以上の軽自動車についておおむね20%の重課の規定になっております。

続きまして、15ページ、附則17条の2、こちらにつきましては優良住宅の造成等の長期譲渡取得の課税の特例が、適用期限が平成26年度から平成29年度に延長されたものでございます。

続きまして、16ページ、中段ごろの附則第19条の3でございます。非課税口座内上場株式の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に係る規定の改正でございます。

続きまして、17ページ、附則第21条の1項、こちらは規定の明確化とされております。次に、第2項については地方税法改正により1項一般社団等に係る非課税措置の廃止ということで、2項は削られております。続きまして、下段の第21条の2、こちらは法改正にあわせての改正で、条ずれの手当ということで変更されておるところでございます。

続きまして、18ページ、こちらにつきましては附則第22条から23条まで、こちらは条例の性格を踏まえて削除ということになっております。23ページまで削除になっております。

続きまして、23ページ、下段の旧法の第24条と25条ですけれども、規定の繰り上げということでそれぞれ22条、23条と変更されております。

次のページ、こちらが第2条に係る部分の改正でございます。こちらにつきましては、昨年12月に上程しました税条例の一部を改正する条例についての変更規定になっております。こちらにつきましても、それぞれ今回の地方税法の改正により改正を行うものでございます。

それでは、ちょっと改正条文に戻りまして、改正条例の4ページの附則のところをお願いいたします。こちらの附則につきましては、それぞれ条文につきまして、施行期日がそれぞれ定められておりますので、それについての規定でございます。

それと、6ページ目の同じく4条から6条につきましては、軽自動車税につきまして、新しい改正の軽自動車税を適用する部分につきまして、28年から適用されますけれども、27年度の3月購入分までについてはこれまでどおりということで、来年度の4月1日から購入されたものについて新条例が適用ということになります。この部分についての軽自動車税に対する経過措置を定めたものでございます。

以上で、承認第1号の提案理由及び内容の説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 平山でございます。この時期になると専決処分というのがよく出てくるんですが、まず内容はともかくとしてこの専決処分のあり方についてちょっと質問したいんですが、専決処分の要件というのは緊急を要してかつ招集する暇がないということで、とりわけ今回この地方税の増税というものが出ております。税制、住民、国民に対して税の負担を高め、増税をお願いするということは地方の政治の一番根幹にあたる部分ですから、とりわけこれは慎重に行わなくてはいけないということで、特にこの税条例なんですが、専決処分自体が緊急を要してかつ招集する暇がないということで、限定的に運用していくべきだと思うんですけども、その辺についてはまず行政のほうの基本的なお考えはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） 税務課の渡邊でございます。今回の条例につきましては、どうしても地方税法の改正の公布が3月31日となっておりますので、4月1日とか適用されるものもありますので、どうしても時間的暇がなかったということになりますので、もし時間等があるようであれば、やはり当然議会にかけて御審議いただくべきものとは考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 内容については先日も説明いただいたんですが、少し中身を見ておきますと、確かに26年の4月1日から適用部分の条文もございます。

例えば住宅、これ条例、優良住宅に係る課税の特例、これは減税措置なんです、これを3年間延長するという部分については26年4月1日適用がされております。確かに、こういった内容については国民の負担軽減の部分もあるし、4月1日から適用というのでやむなく専決ということは理解できないわけではありません。

しかし、幾つか条文を見ておきますと、特に軽自動車税の増税部分なんかは、例えば平成27年4月適用であったり、重課の部分については28年4月1日適用であったりするわけですね。そうすると、じゃあこの部分については専決処分の要件にあるような緊急を要して招集するかつ暇もなかったのか、我々が上程していただいて議会が審議する暇すらもなかったのかということになるかと思うんです。そこについてはいかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） ただいまの御質問でございますけれども、確かに将来的に適用するものとなっておりますけれども、議会の承認をいただいて早急に町民のほうに変更分の周知をする必要がありますので、なるべく早くしたいというところもありまして、今回のように専決ということになったところでございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 近隣の自治体を見ておきますと、例えば26年4月1日付については専決したけれども、軽自動車等の27年あるいは28年適用分についてはきちんと議会に条例として上程して審議をしていただくという、例えば春日市、太宰府市等ではこのような措置をとっておるんでございます。こういう近隣の状況とかは把握はされておりますでしょうか。

○議長（長野 正明） 渡邊税務課長。

○税務課長（渡邊 康弘） いえ、特に把握しておりません。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 先ほども申し上げましたように、住民の一番負担の根幹、政治の根幹にかかわる部分でございますから、それからいつもこれも申し上げておるんですが、6月議会の定例会に専決、4月、3月31日付の専決をお出しなさるんですけども、それ以前に可及的速やかに臨時議会を開いて条例を上程される、あるいは専決の承認を求めるということが、やはり民主的な政治のあり方として非常に重要だろうと思います。とりわけこういう軽自動車税の増税とかいうのは多くの住民の方、低所得の方にも影響の大きな問題でございますから、今後こうい

うことがないように近隣のきちんと審議、上程されている状況を見ながら専決処分についても極めて限定的な運用をされるように引き続き要求をしていきたいと思いをします。

以上です。

○議長（長野 正明） 答弁が要りますか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6 承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 日程第6、承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

承認第2号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。塩足国保医療係長。

○国保医療係長（塩足 知久） おはようございます。健康福祉課の塩足でございます。承認第2号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先ほどの朗読のとおり地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、平成26年4月1日から施行することとされましたので、専決第2号にて大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正公布いたしました。

つきましては、ここで地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、議会の承認を求めるものでございます。今回の改正は、国民健康保険税課税限度額の引き上げ及び保険税軽減世帯の拡大の2点についてでございます。

まず、1点目の国民健康保険税課税限度額の改正について御説明をいたします。新旧対照表に沿って説明させていただきますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

下線の部分が今回改正されたところでございます。大刀洗町国民健康保険税条例第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額「14万円」を2万円引き上げて「16万円」に、同条第4項の介護納付金課税額の課税限度額「12万円」を2万円引き上げて「14万円」に改め

るものでございます。被保険者の所得の動向等を勘案しながら、中間者層の保険税の負担の軽減を図るという趣旨から、今回それぞれ16万円、14万円に改正するものでございます。

続きまして、次のページをごらんください。これに関連いたしまして、第23条の各号列記以外の部分についてでございますけれども、国民健康保険税の減額を予定しております均等割、平等割を減額した後の課税限度額の上限についても、それぞれ同額に改正するものでございます。

次に、2点目の保険税軽減世帯の拡大に関する改正について御説明いたします。

条例第23条第2号におきまして、国民健康保険税の5割軽減世帯の拡大を図るもので、「(当該納税義務者を除く)」の条文を削除することによりまして、被保険者数が2名以上の世帯を対象としていたものを、今後単身世帯についても対象とするとともに軽減世帯となる所得基準額を引き上げるものです。

また、同条第3号におきまして、国民健康保険税の2割軽減世帯の拡大を図るもので、「35万円」を10万円引き上げて「45万円」に改正することによりまして、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものです。

以上、今回の改正によりまして国民健康保険税の軽減の対象世帯数が拡大することとなります。

以上で、承認第2号の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(長野 正明) これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員(4番 平山 賢治) 内容の前に、これも毎年、毎回この上限の引き上げに関しては専決処分がなされておるんですが、国保税については6月からの課税ということもありまして、他市町村を見ておりますときちんとはこれは条例として上程され審議されている自治体もでございます。

さきの地方税の関係もありますが、今後このような、他の自治体はきちんと議案として出されておる、ということは専決処分の要件を欠くような議案の部分までもが、税法関係で出てきているんじゃないかと思うんですが、例えばことは極めてこの専決処分が乱発される問題というのは、ここ数年話題になりました。そして、専決処分がこの不承認でも効力を失わないという非常に強い性格のものであるということで、これが問題になっておるわけでございます。

そこで、このくだんの問題以降専決処分を極めて限定的に運用し、民主的な運営を図っていく自治体と、従前どおりにこの専決処分を、要件を欠くような条件でも増税の部分でもやっていくというような自治体とに今、対応が分かれてきているのではないかと思います。そこで、大刀洗の執行部としては例えば来年以降もこのような、例えば4月1日にかからないような税法の問題についても、引き続きこのような形で専決処分を行っていくのか、あるいは近隣の状況を見ながらきちんと上程をしていくことを検討していくのか、その辺の方向性をちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） ただいまの質問にお答えいたします。

これにつきましては、あくまで税法という形で捉えさせていただいておまして、これについては国のほうで、厚生労働省のほうで上限の引き上げ等については協議をされてきております。

今回、この引き上げに至った理由等につきましては、限度額につきましてはそれぞれの世帯の構成の比率とか、国の情勢等を見て当然本来負担すべきものを法律によってここまでというふうに定めておりますので、その負担比率が増減することによって、その能力に応じての負担割合が変わってくることで、今回4万円の引き上げがなされているものと解釈しております。

したがって、これにつきましては上位法のその税法上でございますので、町のほうで事由の裁量権があるかということにつきましてはないものと解釈しておりますし、また条例等で上程している市町村等につきましては、付課期日が4月1日からの課税となっておりますので、その辺については議会等の条例等にかけることはできるかと思っておりますけど、大刀洗町におきましては6月1日が期日ということになっておりますので、専決処分をせざるを得ないというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） 平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 一つはその上限の設定、税法による上限の設定というのはこの額まで徴税をしてもよいというふうには私は思っているんですが、必ずしも全自治体が横並びでこの額を上限として徴税しなくてはならないというふうな税法改正ではないと。

したがって、どういうふうにするかというのを当然議会で審議して議決するべきものだと考えておるんですが、そこは違うんですかね。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 国のほうは一応上限額を定めまして、一応ここまで取ってくださいというような、あくまでできるという解釈であるかと思っておりますけども、国はできるというふうにしておりますけれども、実質的には国のほうがこの上限額を定めて、そしてその後に町が条例をそのとおりの額に制定したかしなかったかというのは後で調査というか、ちゃんと報告するようになっておりますので、その中で調整交付金の額等についてはじゃあ上げた、上げてなかったところについては当然本来取るべきこれだけの財源があるのに取らなかったということで、国の調整交付金かなにかで減額されているような状況でございますので、4分の1の被保険者、大刀洗町が4分の1くらいの被保険者になっておりますから、その辺のところでは当然本来改正にとって負担していただくところに負担を求めるといっても、町としても税源に厳しいものでございますから、それにあわせて条例を改正しているような次第でございます。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ですから、そういった内容も含めてきちんと議会に上程していただけないだろうかという話をしているんです。あくまで自動的に地方税法が改正された形で、自動的に市町村国保の上限がそれに義務化されるというものではないわけですよ。だから、そういう事情があってこういうふうにさせてほしいんだというのは、当然議会にかけられるべき性格のものだと思うんです。

そこで、先ほどから申し上げているように、近隣自治体では専決の要件を厳しく精査し直して、このような部分についてはきちんと上程していこうという自治体の流れがまた広がっておるわけです。その現状、実態をちょっとやっている自治体があるんですが、そこをきちっとちょっと大刀洗町としてもお調べいただけないかというふうに言っているんですけど、そこはいかがですか。

○議長（長野 正明） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 今回、専決させていただいた趣旨については山本総務課長からも今お話しさせていただいたところですが、平山議員言われるところの近隣調査なり限定的運用というところの、ほかの自治体のありようについてとりあえずはちょっと研究はさせていただきたいと思えます。それからまた今後のあり方については考えさせていただきますので、こういう形で答弁させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） よろしいですか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 大変今、市町村の才覚が問われているここ一番重要なところだと思いますので、ぜひ従前どおりということではなくて、きちっと住民の立場に立った運用をお願いしたいと。また、きちっと議会で審議させていただくようお願いしまして質問を終わります。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第7 議案第26号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第26号町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....

議案第26号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

.....
○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第26号町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、先ほど朗読がございましたように地方自治法第180条の第1項の規定に基づきまして、議会の権限に属するもののうち軽易な事項の指定について議会の議決を求めるものでございます。

内容の御説明を申し上げますので、1ページお開けいただけたらと思います。

まず趣旨でございます。第1条でございますけれども、先ほど申しましたように180条の第1項に規定されておる部分について、町長において専決することができる事項を定めるものでございます。

具体的には、専決事項といたしまして第2条に規定いたしております1号から5号までを軽易なものとして定めさせていただいております。

まず第1号でございますけれども、法律上、町の義務に属する1件が100万円以下の損害賠償額の決定事項及び和解に関することについて、1点でございます。

それから、2点目のほうに2号のほうに訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起に関すること。

同じく3号に、目的の価格が1件100万円以下の和解及び調停に関することというふうに定めさせていただいております。

それから、4号については条例の趣旨が変更しないような範囲の字句の修正等、また法令の改正に伴う引用法令等の引用条項等の整理を行う条例に関することというふうに定めておるところでございます。

それから5号といたしまして、市町村の合併等に伴いまして一部組合であるとか、広域連合協議会とかこのような機関の地方公共団体の増減、及びこれに伴う規約の変更に関する協議等について、指定をしていただくという形で一応5号ほど掲載させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

.....
日程第8. 議案第27号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第27号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第27号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第27号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由にございましたように、国家公務員が配偶者の海外転勤等に同行する場合、最長3年間の休職を認める配偶者同行休業法が昨年11月15日の参議院本会議で全会一致で可決整理したところでございます。

これを受けまして、地方公務員にも同様の制度を設ける改正地方公務員法26条の6が改正成立しておりまして、平成26年の2月21日に施行されましたので、本条例を制定するものでございます。

内容の説明を申し上げます。主に、女性の公務員が夫の転勤に伴い離職することを防ぐことが狙いとして設けられたものでございますけれども、これは男女とも利用でき、配偶者が公務員、民間企業等のいずれも対象となります。大きなものとしたしましては休職中は給与を支給しない。それから、人員減となる職場については、その間の臨時職員の採用を認めることができるというふうになっております。

それでは、内容について詳しく条文のほうを説明させていただきたいと思っております。

1ページをくっていただいたところに、それぞれ第1条から第11条まで規定をいたしております。まず、目的といたしましてはこの第1条です。国家公務員法の配偶者同行休業に関する法律が第26条の6というのが追加されましたので、これに基づいて必要な事項を定めております。

2条目が、その配偶者の同行休業の承認という形になっておりまして、これにつきましては公務に支障のない範囲であると認めるとき、それからその職員の勤務成績とかその他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業法を承認することができるというふうになっております。

第3条が期間でございまして、先ほど申しましたように最大3年間ということになっております。

それから、第4条がその事由でございまして、ここに掲げてありますとおり1号から3号までに該当する場合について承認することができるとなっておりますので、1つは外国での勤務、こ

れは6カ月以上でございます。それから、事業を営業することと、その個人が生業として行う活動をやって、外国において行うものが一応条件となります。それから、3号に学校教育法で、いわゆる大学に相当する外国の大学で就学する場合についてが対象となるところでございます。

第5条に申請における承認の手続でございます。これにつきましては、期間の初日とそれから終日を、それと先ほど申しました1号から3号の理由です。理由をつけて、任命権者のほうに申請することになっております。それから、延長ですね、この延長につきましては最高3年となっておりますので、2年とかで1年延長したいという場合に1回に限りその3年を超えない範囲で申請を出すことができるようになっております。

それから、あと第7条につきましては承認の取り消し事由です。1号から3号にありますように、1つはもう外国に滞在する理由がなくなったときであるとか、2項については産前、産後の休暇をとられたような場合について、それと育児休業休暇を取得するような場合については、一応こちらのほうに切りかえることとなります。

それから、あと届出といたしましてこの休業届を出している職員が、ここに掲げておりますように変更があった場合については、届けをしていただくということを規定をいたしております。それと第9条については職員が休業に伴ってどうしても配置替えができない職員等そのかわりになる職員がいない場合については、任期を定めて採用することができるという形の規定をうたっているところでございます。

最後の3ページのほうにございますけれども、第10条関係ですけれども、職員が職務に復帰した場合のあとのほかの職員との均衡を守るために、一応普通原則的には休業でございますので、その間の昇給等については最高100分の50以下で換算によりて勤務したものとみなして昇給を行うことができるというふうに定めておるところでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第36号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第9、議案第36号大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....

議案第36号 大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第36号大刀洗町公告式条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

ただいま朗読ございましたように、平成の26年3月31日をもって大刀洗支所が廃止されまして、それに伴って条例の一部改正をする必要があったために今回改正するものでございます。

内容について説明申し上げます。新旧対照表、最後のページにございます。こちらのほうをお開きいただきたいと思います。

第2条の第2項に、条例の公布は次の掲示場に掲示して行うというふうにありますけれども、2号のほうにあります大刀洗町大刀洗支所前掲示板というのがありまして、大刀洗支所が廃止されましたので、これに伴いまして2号を削るものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目は質疑なしと認めます。

ここで、議場の時計で10時30分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時15分

.....

再開 午前10時30分

○議長（長野 正明） それでは休憩前に続き再開いたします。

.....

日程第10、議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第10、議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....

議案第28号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第28号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますけど、先ほど朗読がございましたように、先ほどの議案第27号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴いまして、今回育児休業等をする事ができない職員の範囲に同条第9号第1項第1号に規定する任期を定めて任用する職員を加える必要があるためでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。2ページ目をお願いいたします。

育児休業をする事ができない職員としまして、先ほど議案第27号で申し上げましたように、第9条第1項の中に職員のかわりがない場合については、期間を定めて職員を採用することができるというふうにしておりましたので、その職員についてはここに掲げておりますように、まず第2条関係でございますけれども、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とするという形で、地方公務員法第26条の6第7項または育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員についてはできませんということを追加するものでございます。

同じように短時間勤務する事ができない職員についても、同様に地方自治法第26条の6第7項または育児休業法第6条第1項の規定により、任期を定めて採用した職員についてはできませんよということで、改めて先ほど制定した部分の職員についてをここでうたっているところがございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第29号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第11、議案第29号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第29号 大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第29号大刀洗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について説明を申し上げます。

提案理由に先ほど朗読がございましたように、大刀洗町教育委員会へ委任した事務の一部でございますけれども、町長において処理することが住民の利便性の向上に資するため課の所掌事務を改めるものでございます。

内容のほうを説明させていただきます。最後の2ページ目の新旧対照表のほうをお開きいただきたいと思っております。

こちらに新旧対照表を載せておりますけれども、教育委員会の子育て支援係のほうに今年の機構改革で3つの事務のほうを委任したところでございます。1つが児童手当に関することと、児童扶養手当に関すること、それから7番目の特別児童扶養手当に関することは教育委員会の子育て支援のほうに委任をしておりましたけれども、今回、改めまして職員数も減っておりますし、教育委員会が3階のほうの窓口であるということでございますので、住民のサービス向上を図るためにはどの課に配置したほうがいいのかということで今回改正をさせていただくものでございます。

1つ目が、児童手当に関することにつきましては住民課のほうに配置替えを行います。これにつきましては、出生、転入等で既にもう住民課のほうで基礎的なものについては手続をとっておりますので、その後の給付事務等についても引き続き住民課でしたほうが事務の効率化になるという考えで配置したものでございます。

それから、児童扶養手当に関することと特別児童扶養手当に関すること、それからもともと住民課のほうでしておりました国民年金に関することにつきましては、国保医療係のほうが福祉課のほうに移動しましたので、国保の喪取得と年金の喪取得については関係がありますので、こちらに配置がえをするものでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第12、議案第30号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第30号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第30号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

先ほど提案理由は朗読がございましたように、非常勤特別職として新たに集落支援員を設置すること、それから大刀洗町地域おこし協力隊の身分、これは非正規嘱託職員の身分でございますから、非常勤特別職に変更するにあたり、その報酬を条例で定める必要があるためでございます。

内容のほうの説明に移らせていただきますので、新旧対照表の4ページのほうをお願いいたします。

上から4行目、それから5行目にそれぞれ区分といたしまして集落支援員、それから地域おこし協力隊員ということであげております。それぞれ予算で定めた額を報酬として支出することになっております。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

.....
日程第13. 議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第13、議案第35号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第35号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 住民課の川原でございます。よろしくお願いいたします。議案第

35号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど朗読がありましたとおりでございます。住民から不燃ごみ袋小サイズの要望が多く、要望に応じて小サイズの袋を作成するため条例の一部を改正するものでございます。

昨年の議会の総務文教厚生委員会の提案書、それから今年、行われました住民協議会での委員の方の御意見等にも多く、小さいサイズ、不燃ごみ袋、特に金属類、ガラス、割れもの、飲食瓶等の袋が今の大きさではたまったら重たいということと、なかなかたまるまでに時間がかかるからということ、小サイズを作ってほしいという御意見が多く出ております。そのために、今回改正をするものです。

内容につきまして、3枚目の新旧対照表を見ていただきたいと思います。

まず、条例の第12条で町が行う一般廃棄物の処理について、別表第1の規定する一般廃棄物処理手数料を徴収するとなっております。その別表第1ですが、新旧対照表の上から4段目に不燃ごみがございます。現在、1袋50円の方で1種類で対応しておりますけれども、今回改正で小サイズ30円の不燃物ごみの袋を作成したいと考えております。御承認いただきましたら、ことしじゅうに小サイズ袋を作成したいというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） これは不燃ごみの小さい袋はいいんですけど、これは7種類か、ちょっと私も忘れちゃったけど、8種類くらいあるんですが、これ全部つくられるんですか。

○議長（長野 正明） 川原住民課長。

○住民課長（川原 久明） 現在考えておりますのは、要望が多い金属類の袋とガラス類、割れものの袋、それから飲食瓶、この3種類を今考えております。その3種類の小さい袋を作りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

○議員（11番 山内 剛） はい。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14. 議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第14、議案第31号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第31号 大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 地域振興課の平田です。よろしくお願います。それでは、議案第31号大刀洗町南部コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

提案理由は先ほどの朗読のとおりでございます。新旧対照表を用いまして内容の説明をさせていただきますので、1枚お開きください。

町内の4つのセンターの設置及び管理に関する条例を精査しましたところ、本則の入場の制限に関する第10条におきまして、憩いの園大堰交流センターやふれあいセンターでは許可を受けずに物品販売、宣伝、その他これに類似する営利行為に対する制限がございますが、南部コミュニティーセンターとこの後提案いたします就業改善センターにつきましては、この項目がございませんので、新しく追加するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願います。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 許可を受けずに物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う許可はしないということですが、許可をすれば物品販売はできるということでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 条例におきましては、このようになっておりますけども、基本といたしますか、今までのところ物品販売等につきましては、4つのセンターにおきましては許可は行わないようにしております。そういう場合につきましては、できるだけドリームセンターのほう等を活用してくださいということで行っておる次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 中央公民館などは公民館法によって営利活動は禁じられております

けれども、各校区センターは公民館の規制を受けないということで、少し緩やかだと思っているんですが、それでも許可はできないのでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 住民サイドから公共施設で物品販売等があるということにつきまして、問題があるんじゃないかという連絡等も受けた次第でございます。今までにつきましては、やはり慣習ではございませんけれども、継続してそういう営利目的につきましては許可などは出しておりませんでしたので、今までどおり物品販売、営利目的につきましては許可はしないような方針でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございせんか。

[なし]

○議長（長野 正明） それでは、これで1日目の質疑を終わります。佐藤副町長。

○副町長（佐藤 嘉洋） 一応ちょっと補足をさせていただきます。

この条例、先ほど改正部分だけで入場の制限のところまで説明がありましたけれども、条例そのものには第6条に利用許可の制限ということで、ここに6条第1項に公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあるときという規定がございます。

だから、当然この規定に基づいて入場制限も判断するというになると思いますが、物品販売というのは例えば町でやっています移動販売等もございます。ですから、そういったものはこの6条の規定に照らしても公の秩序を乱してというふうな、そういうふうなおそれはございませんので、全部物品販売を排除するというのではなく、一部そういった公共性が高いものについては、当然各校区センターでもやっていただいて結構だと思いますけれども、近隣の校区センター的、コミュニティーセンターとかあるところをちょっといろいろ聞きましたところ、やはり純然たる営利目的のものというのは基本的にはやはり認めないようにしているというふうな御回答を得ておりますので、それに準じて我が町のほうでも先ほど申し上げたような取り扱いにさせていただきますというところでございます。

以上、補足を終わります。

○議長（長野 正明） よろしいですか。これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第15、議案第32号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第32号 大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） それでは、議案第32号大刀洗町就業改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

提案理由は先ほどの朗読のとおりでございます。新旧対照表を用いまして説明をさせていただきます。1枚お開きください。

先ほどの提案いたしました南部コミュニティーセンターと同様に、本則入場の制限の部分におきまして、第10条でございますけれども許可を受けないでの物品販売、宣伝、その他これに類似する営利行為に対する制限がございませんので、追加するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第33号 町道路線の認定について

○議長（長野 正明） 日程第16、議案第33号町道路線の認定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

[総務課企画監朗読]

.....
議案第33号 町道路線の認定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。重松建設課長。

○建設課長（重松 俊一） 建設課の重松でございます。議案第33号町道路線の認定について、町道の新規認定について御説明いたします。

議案第33号の議案書の2ページ、3ページをごらんください。

まず、場所につきましては、大堰地区の床島用水にかかる床島橋周辺の県道八重亀菅野来春線の一部でございます。

3ページをごらんください。図面がありまして、色分けをしております。まず図面の青線は、県道八重亀菅野来春線でございます。それと、青線の点線が旧県道となります。それと、茶色の線は県道鳥栖朝倉線です。今回、町道認定を行う路線がこの緑色の路線でございます。

内容につきましては、県道八重亀菅野来春線の拡幅工事により床島用水に新鳥飼橋の橋梁が仮設をされました。そして、県道鳥栖朝倉線と接続することになりました。これにより、緑色の県道部分、81メートルを町道認定するものです。この町道認定につきましては、事前に県と町で協議を行い、条件整備をすることで協定書を結んでいます。その条件としましては、現在既設のガードレール79メートルを新品に設置するというようにしております。

以上の経緯で、新規に町道339号を鳥飼3号線として認定することを提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第34号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（長野 正明） 日程第17、議案第34号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良企画監。

〔総務課企画監朗読〕

.....
議案第34号 平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 議案第34号平成26年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）の提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由でございますけど、先ほど朗読がございましたように第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,083万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,138万8,000円とするものでございます。

内容のほうの説明に入らせていただきます。主なものだけ説明させていただきたいと思っております。歳出の6ページのほうから説明をさせていただきます。

2款1項6目の企画費でございます。補正額が37万8,000円を追加するものでございまして、これにつきましては説明欄にありますように、19節の負担金補助及び交付金といたしま

して、筑後田園都市推進評議会並びに調査研究負担金として9市3町で構成しておりますけれども、当初予算での計上漏れがありましたために追加するものでございます。

それから、10目の自治振興費の64万1,000円の減額でございます。これは、先ほど議案30号のほうで非常勤特別職の者を新たに報酬のほうを条例で制定しましたので、それに伴いまして報酬のほうを定めさせていただいております。地域おこし協力隊として非常勤の嘱託として雇っていた賃金、それから住居手当、時間外手当については減額をいたしまして、その下にあります地域おこし協力隊の報酬として354万6,000円を追加をいたしております。それから、集落支援員の報酬として、これは4人分でございますけれども、180万円を追加いたしております。

4節の共済費については、身分が非常勤になりますので嘱託職員の共済手当は45万円減額をしております。

それから、19節の負担金等でございます。これにつきましては、集落支援員として180万円を計上いたしましたので、改めて地域づくり交付金のほうから180万円は減額をさせていただいております。

次の、19目の定住促進事業費といたしまして、26万6,000円の追加をお願いするものでございます。内容は、24年の1月から平成25年の12月の期間、大刀洗町へ転入、または大刀洗町から転出された方、それぞれ700名を無作為に抽出して、どのようなきっかけで転入、転出されたかの追跡調査を実施して、今後の施策展開に活用するためのアンケート費用として計上しているものでございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。3款1項3目の高齢者福祉費でございますけれども、補正額が46万1,000円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては、27年度から要支援1の現在介護保険適用になっております方の事業のほうで介護保険を外れるというふうなことになっておりますので、それについて先進地のほうで地域ケア会議等が進んであるところについての講師の先生をお招きして勉強会というか、それをさせていただくための費用といたしまして、これは全額が市町村については100万まで県のほうから支出されるようになっておりますので、その部分を計上させていただいております。

12節につきましては、その対象となるケアマネジャーであるとか民生委員、それから区長、老人クラブの役員への通知としての役務費を計上させていただいているところでございます。

5款1項8目の戸別所得補償経営安定推進事業費でございます。450万円を追加をお願いするものでございます。これにつきましては、19節の負担金補助交付金といたしまして青年就農給付金といたしまして、当初個人が2件、それから夫婦でされる場合の1件を当初予算で計上いたしましたけれども、今回夫婦で就農される方が3人あるということで、その2件分を追

加させていただきますところでございます。

それから次の、飛ばしまして6款1項1目の商工業振興費については90万円を追加をお願いするものでございます。これにつきましては、4月から消費税が8%に上がりましたので、消費の冷え込み等を抑えるため、県のほうが従来発行している部分の1.5倍の商工会プレミアム券を発行した場合については、町と県の補助金額を逆転するという形で、県のほうが7%補助をいたします。町が3%ということになりますので、今回4,000万円を追加発行するという形で、町のほうがその4分の3を出しますので、90万円を計上いたしておるところでございます。

続いて、8款1項2目の非常備消防費でございます。158万1,000円の補正額でございますけれども、内容は13節の委託料でございます。本部分団が4月1日から設置されましたので、ポンプ車等につきましては国のほうからの、新しいポンプ車が今年中に入るようになっておりますけれども、その格納庫といたしまして当初予算では1,400万円ほど計上させていただいておりましたけれども、その設計費用と工事監理委託料を計上漏れいたしておりましたので、今回改めて追加をさせていただきますところでございます。

それから、次の災害対策でございます。63万円の追加でございます。これにつきましては、県の補助事業といたしまして56年以前に建った木造の住宅耐震改修事業については補助金制度がございまして、これについては県と町のほうが補助金を出さなくては今まで補助金の対象ではございませんでしたけれども、26年度からは町の補助金がなくても対象になるということで、東北地震が起きましたので、木造住宅等につきましては、56年以前に建設されたものについては橋梁等にボルトでとめていたとか、そういう耐震対策がなされておられませんので、この部分に対する補助として1件分だけ60万円を計上させていただいております。

それから9款1項3目の特別支援教育総合推進事業費でございます。143万1,000円の減額でございます。これにつきましては、後ほど出てきます後のページで6目のほうで説明させていただく、こちらのほうに内容を切りかえておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

5目の次の福岡学力向上推進事業については35万8,000円を補正額として追加をお願いするものでございます。この福岡学力向上推進事業につきましては、20年から22年にかけては4小1中、県の事業として実施をしております、その後23年から25年の3年間につきましては単独事業で実施をしております。今回、県のほうから新たに中学校、大刀洗中学校の指定を受けましたので、その部分について予算を2分の1の補助金でございまして、計上させていただきますところでございます。

8節の報償費として講師謝金費それから旅費、需用費、それから備品購入費として計上させていただきますところでございます。

最後、次の9ページのほうをお願いいたします。9款1項6目のインクルーシブ教育システムの構築事業ということでございます。321万4,000円の補正額でございます。これにつきましては3目へ上げております部分を一部組みかえをさせていただいているところでございます。内容的については、特別支援教育法を推進するという形で、特別支援、障がいのある方ない方、地域で供給を受けるというそういう形で国の委託金としてしておりますので、その部分を組みかえをさせていただいているところでございます。

まず、報酬につきましては11万8,000円を組みかえさせていただいております。賃金が9万6,000円、それから、8節につきましては報償費として209万円で、内容的には前ページにあります、ここにあります早期支援コーディネーター（臨床心理学士）、それからことばの教室の言語聴覚士の方を充てているところでございます。

それから9節につきましては、49万5,000円でございます。諸々として新たに追加したものとしましては、下から3行目のところの特別教育支援関係の事業連絡協議会の出席旅費、これは中学校の先生等で2名、これが16万円、それから合理的配慮啓発セミナーということで、先ほど言いました早期支援コーディネーターとことばの教室など言語聴覚士のほうを2名を充てているところでございます。それから需用費で31万円ということで、これは支援ファイルに250部とその印刷製本200部の費用として上げております。

18節の備品購入費といたしましては、それぞれ保育園、幼稚園、小学校に配布する費用として計上させていただいているところでございます。

最後になりますけれども、9款3項4目の外国青年招致事業でございます。47万2,000円の追加をお願いするものでございます。このALT等につきましては毎年本人の希望をとりまして継続するかしないかのほうの希望をとっておりまして、最高5年までは勤めることができるようになっておりますけれども、今回1年で帰られるということになりましたので、改めてその帰られる旅費と更新の方の費用という形で、ここに9節から19節まで上げておるとおり追加をお願いするものでございます。

それから歳入のほうに移らせていただきます。歳入のほうにつきましては、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回、1,000万円ほど補正をいたしましたけど、主に国県の補助事業という形で今回は財源を上げさせていただいております。詳細については、ここを見ていただけたらと思います。

13款の国庫補助金、それから14款の県の補助金、それと県の委託金という形で計上させていただいております。不足する部分について205万4,000円については繰越金から財源として充当させていただいているところでございます。

以上で、説明のほうを終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） 6ページの一番上の筑後田園都市推進評議会というのはどういう仕事、どういうふうなあれがあるんですか。ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 筑後田園都市推進評議会につきましては、観光とか地域定住とか公共交通関係に関する部門に分かれまして、久留米市を中心としました関係市町村で、構成した市町村で協議するような協議会でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） 9番、平田一成議員。

○議員（9番 平田 一成） どんな仕事ですか、それともどういうふうな、わかりやすくちょっと説明してもらえんですか。

○議長（長野 正明） 山本総務課長。

○総務課長（山本 浩） 質問にお答えしますけど、昨年25年につきましては、大刀洗町では定住促進ということで写真家の小林さんをお招きして、大刀洗町の写真等を通して定住促進につながるような事業として一応、最後は福岡市のほうで写真展を開いたりして、広報の9月号かなんかに写真、かかしを載せたページがあったと思いますけど、そういう事業等をさせていただいているところでございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

○議員（8番 花等 順子） 同じページの地域おこし協力隊の件でございますが、先日の説明によりますと地域おこし協力員さんは福岡県下で9名の採用ということで、これは大刀洗町として採用条件を公にされて、それに応募された方が採用なさっていると思うんですね。ですが、これは各自治体でかなり自由な採用方法というのが認められているのかなという印象を受けるんですが、この地域おこし協力隊の人もですが、その前のランチの人たちの名称はちょっと違っておりましたけれども、何か場当たり式といったらいけませんけど、そのときそのときの採用条件も随分違いますし、仕事内容はそんなには変わらないと思いますが、継続事業でないにしてもことで4年目を迎えますですね、その間採用条件随分変わってきております。そういうところがとても場当たり式に私は感じられるんですが、どういうことでそういう採用条件を変えてこられているのかというのをお聞きいたします。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 採用条件につきましてはですけども、まず地域おこし協力隊、彼らがまず住んでいるところにつきましては都市圏ということでございますけども、今現在来ている女性の川崎さんにつきましては京都府のほうからですけど、そして奥平君につきましては福岡

市の西区のほうからやってきております。そういう都市圏からのこちらのほうの定住というか、それにつきましては特別交付税の要件に該当するというので、そういう都市圏からの受け入れがまず優先的でございます。

まず、一番最初の江下さんともう一人男性の方でした井手君ですかね、彼につきましてはまず1年目が津屋崎ランチのほうからの委嘱というか、そちらのほうの勤務だったと思います。たしか。その2年目からにつきまして町の嘱託職員という体制になったと思います。彼らにつきましてはですね。

まず、その採用する段階、まず地域おこし協力隊の任用といいますか、彼らの役割につきましては、当初の総務省が出している部分は都市住民をまず町のほうが受け入れをしまして、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援とか、住民生活の支援などをやっていくというのがまず原則でございましたので、その部分については全然変わっておりません。

そして、併せて定住とか生業を起こす起業につきましても、その当初からの要件というか、そういうことも進めていくような形でございましたけれども、残念ながら井手君と江下さんにつきましてはちょっと定住とか起業、生業を起こすということまではちょっとできませんでした。今回の2人、川崎さんと奥平君につきましては、もう既に定住というか、も考えておりますし、生業を起こすということも考えて住んでおりますので、特に変わったわけではございません。

ですので、彼らの考えが仕事を起こしたい、町内に定住して仕事を起こしたいという考えを持っていますので、今現在の嘱託職員という身分でありましたならばちょっと収入を得ることができませんので、今回の身分を7月1日から変えまして非常勤特別職という形にしまして、副業もできるような形での地域おこしに協力活動をやってもらいたいという考えでございますので、特に当初から大きな彼らの行う部分の業務とか、任用の要件が変わっておるわけではございません。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今度の勤務体制を聞きますと、かなり緩やかな勤務状況っていいですか、になっているようです。それはそれで彼らの当初の目的を達成されればいいんだろうと思うんですが、定住をするという前提の中で、もし1年で撤退するというようなことがあり得るかもしれませんけれども、それは想定の上での措置でしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 1年で撤退するという考えはうちのほうではそういう考えは持っておりませんし、私が4月から地域振興課のほうに異動しました関係で、彼らと協議というか打合せをいろいろ行ったところ、初めからもう、既に1年になっておりますけれども、定住をしたい、生業を起こしたいという考えを持っておりましたから、今回こういうことになった次第でござい

ます。

彼らの任期も約2年でございますけども、またその後、地域おこし協力隊をまた受け入れるかどうかは今後、うちのほうで協議いたしていきますけども、定住とか町に新しい町外の人たちを受け入れて、新しい町外からの目で地域おこしに活動をやってもらうという考えは当然変わらないというふうに考えておりますので、できるだけ彼らが定住しやすいように支援を行っていくのは当然でございますので、1年で撤退という考えはまずこちらでは持っておらず、できるだけ3年間協力隊として頑張ってもらって、定住を進めていってもらいたいというふうに考えて、バックアップを行っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 定住されるということはとてもいいことだと思います。それで彼らは今、もう1年、26年、27年度まで任期があるわけですね。それを、超しますと当然自立していかなければなりません。そのときの、後の定住の条件はないわけですね。定住をするというところで、今回のこういう措置がなされているわけですけど、じゃあそうしますから3年間は頑張らなさいよとかっていうような条件というのはないわけですよね。もちろん長く定住されるということが前提にはなっていますけれども、別になければ1年でも半年でも引き上げる可能性としてはあるのかなと感じているところですが、いかがでしょうか。

○議長（長野 正明） 平田地域振興課長。

○地域振興課長（平田 栄一） 確かに、1年で撤退する可能性もなきにしもあらずというふうに考えております。現に川崎さんが9月からなっておりますけども、その前、4月から本多君が来ておりましたけども、どうしてもちょっと大刀洗の風土というか、そちらに合わなかった、体調を崩したという関係で残念ながら彼が撤退したような状況でございますけども、そういう健康面の部分で撤退する部分はあるかと思っておりますけども、それを除けば町としては定住のほうに進めて頑張ってもらいたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 9ページの報償費の合理的配慮アドバイザー謝金ですね、200万、それと旅費が合理的アドバイザー旅費が15万とここにまた啓発セミナー参加旅費が16万、この合理的アドバイザーの人ですね、それはどういうふうな資格を持った人が、月に何遍するのか、それとも年間の謝金か、それとも月に、週に何遍かこの辺ちょっともう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） 大浦子ども課長。

○子ども課長（大浦 克司） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど総務課長の方からも説明がありましたが、このインクルーシブ教育システム事業と申しますのは、9款1項3目にあります特別支援事業総合推進事業、これまで町単費で賄っていたところを国の委託事業がつく、いわゆる補助がつくということで事業を組みかえたものでございます。

それで、ここにインクルーシブ教育システム事業の中の合理的配慮アドバイザーの方につきましては、特別支援教育推進事業の中の早期支援のコーディネーター、ことばの教室の相談員、この方たちを充てる予定でございます。それで、報酬につきましては補助がつくということでございますので、アドバイザーにつきましては2人の方を年間50回を考えております。1時間当たり5,000円の単価でございますので、その4時間という算出方法でございます。それで、このアドバイザーの方たちの資格と申しますのは、臨床心理士とか言語聴覚士の資格をお持ちの方を考えております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございせんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで1日目の質疑を終わります。

○議長（長野 正明） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時25分
